



資料編

- I. ライフステージ等に沿った事務事業
(第2期計画)の達成状況
- II. 第3期計画策定経過・策定体制
- III. 食育基本法の概要
- IV. 第3次食育推進基本計画(国)のポイント
- V. 第3期宮城県食育推進プランの概要
- VI. 塩竈市食育推進ネットワーク会議設置要綱
- VII. 塩竈市食育推進委員会設置要綱
- VIII. 食育アンケート



I. ライフステージ等に沿った事務事業（第2期計画）の達成状況

① 妊娠期・乳幼児期（0～5歳） ～ 食生活の基礎づくり ～

実績の評価基準 4 計画目標どおり実施又は拡充実施できた 3 拡充実施はできなかったが実施できた
2 震災後、実施できなかった 1 未実施

事業名 ◎新規 ●重点	事業内容	現状 (25年度)	計画目標 (30年度)	実績 (30年度)	評価
●妊婦ワンポイント アドバイス (食事編)	母子手帳交付時にワン ポイントアドバイスを実 施。食事編で食生活チェッ クシートを活用して妊娠 期からの食習慣等の情報 提供や助言を行う	実施 (月1回)	重点実施	実施	3
食育講座の開催 (もぐもぐ離乳食 教室他)	ライフステージ毎に食 育推進をテーマとして講 座を開催	実施 (年4回)	実施	実施	4
乳幼児健康診査に おける栄養指導の 実施	4か月児健診、7か月児 健康相談、1歳6か月児健 診、2歳6か月歯科健診、 3歳児健診における栄養・ 保健・歯科保健指導の実施 及び助言	実施 (毎月1回)	実施	実施	4
●◎ITを利用し た食育情報の発信	4か月児健診、1歳6か 月児健診受診者に対する、 離乳食や幼児食情報の発 信	—	重点実施	実施	3
保育所における 野菜の栽培	園庭にミニ菜園を作り 野菜を栽培して、収穫を体 験する	実施	実施	実施	4
伝統行事関連食事 体験	七夕、もちつき大会、節 分、ひな祭り等季節の行事 食の体験	実施	実施	実施	4
保育所における 「食育目標」の作成 と実施	保育所における「食育目 標」を作成し、その内容と ねらいを保育計画の中に 位置付け食育活動をすす める	実施	実施	実施	4



事業名 ◎新規 ●重点	事業内容	現状 (25年度)	計画目標 (30年度)	実績 (30年度)	評価
●保育所の保護者あて給食だよりの配布	食や子どもの健康に関連する情報を記載した給食だよりを作成し、月1回保護者に配布	実施 (毎月1回)	重点実施	実施	3
保育展の開催	市民対象に、保育所給食や手作りおやつ等の展示、人気レシピの配布	実施 (年1回)	実施	実施	4
保育所におけるクッキング保育	季節感や行事を考慮したクッキング保育の年間計画を作成し、実施	実施 (各施設年3回)	実施	実施	4
あそびまショップ	親子を対象にエスプ空中庭園で野菜を栽培し、収穫物を使ったワークショップを展開	実施 (年1回)	実施	未実施	1
食育関連図書の紹介	展示スペースでの食育をテーマにした本の紹介	実施 (年1回)	実施	実施	4



② 学童思春期（6～18歳） ～ 望ましい食習慣の形成 ～

実績の評価基準 4 計画目標どおり実施又は拡充実施できた 3 拡充実施はできなかったが実施できた
2 震災後、実施できなかった 1 未実施

事業名 ◎新規 ●重点	事業内容	現状 (25年度)	計画目標 (30年度)	実績 (30年度)	評価
教育フェスティバル (学校給食まつり)の 開催	食に関する学校の取り 組み、食生活チェック、は やね・はやおき・朝ごはん 運動、レシピ集の配布、児 童・生徒の「給食の絵」作品 展示、食育かるたとり、豆 つかみ大会など	実施 (入場者数 1,150人)	実施	拡充実施 (入場者数 1,984人)	4
●ふるさと給食の実施	蒲鉾、魚をつかった学校 給食メニュー及び共通献 立の推進、家庭や地域への メニューの啓発、普及	実施	重点実施	実施	3
総合学習・教科等の 時間の活用	地域学習で魚市場見学、 かまぼこ工場見学、試食な ど	実施	実施	実施	4
米飯給食の充実	米飯給食を通して日本 型食生活の普及	実施 (小学校88回) (中学校85回)	実施	実施	4
●小中学校における保 護者あての食育・学 校給食に関する情報 の発信	児童生徒を取り巻く食 育や学校給食等に関する 情報を、学校通信や給食だ より等による情報発信	実施	重点実施	実施	3
かまぼこ贈呈式	蒲鉾の日にちなんで、小 中学校に給食に使用する かまぼこが贈呈され、代表 校において贈呈式を実施	実施 (年1回)	実施	実施	4
食育関連図書の紹介	展示スペースでの食育 をテーマにした本の紹介	実施 (年1回)	実施	実施	4



事業名 ◎新規 ●重点	事業内容	現状 (25年度)	計画目標 (30年度)	実績 (30年度)	評価
エコクッキング講座 の開催	食品廃棄物の再生利用等に積極的に取り組む施設などの見学と、地域の食材を利用したエコクッキングを開催し、環境に配慮した調理やごみの減量などについて学ぶ	未実施	実施	震災後、 実施せず	2
広報しおがまの活用	食育をテーマとした啓発普及や取り組み紹介についてシリーズで掲載	実施	実施	実施	4
● 食生活チェックシートの活用	食生活チェックシートを活用し食生活改善の普及啓発	実施	重点実施	実施	3
食生活改善推進委員会による料理教室の開催	食生活改善推進委員会主催による親子や子ども等を対象とした料理教室を実施	実施 (年1回)	実施	実施	4
● しおがま何でも体感団の実施	市内小学校高学年を対象に、地域理解を深め、郷土愛を育成することを目的とした体験学習の実施	実施 (年3回)	重点実施	実施	3
エスプ「もちつき会を楽しもう」の実施	ニュースポーツクラブのお年寄りと小学生が一緒にもちつきを行い、伝統の食文化にふれる	未実施	実施	未実施	1
● 親しまれる市場づくり	小中学生などに、生鮮食料品の流通のしくみや市場の役割を説明する市場見学や、旬の食材に関する講話や調理体験、試食会などを実施	実施	重点実施	拡充実施	4



③ 青年成人期（19～64歳） ～ 食生活と健康を考える ～

2 震災後、実施できなかった

1 未実施

事業名 ◎新規 ●重点	事業内容	現状 (25年度)	計画目標 (30年度)	実績 (30年度)	評価
成人歯科保健	口の機能を維持し歯の健康保持のため、40、50、60、70歳の市民を対象に歯周疾患検診を実施	実施	実施	実施	4
●食事バランスガイドの活用	地区健康教室や栄養講座等に食事バランスガイドを活用	実施	重点実施	実施	3
食生活改善推進員の育成	食事バランスガイドや食生活チェックシートの普及方法等の研修会を実施する	実施 (年1回)	実施	実施	4
●食生活チェックシートの活用	栄養教室や講座に塩竈版食生活チェックシートを活用し食生活改善の普及啓発	実施	重点実施	拡充実施	4
◎子育て世代男性の料理教室	子育て世代男性を対象に、調理法や食に関する知識の習得を目的に開催する料理教室	—	実施	未実施	1
しおがま出前講座の実施	市民に「しおがま」のことをより深く理解してもらい、「市民が主役のまちづくり」を進めるために、市民の求めに応じ、市職員等を講師として派遣する事業。メニューには栄養講座、食情報などもある。	実施 (年2回)	実施	実施	4



事業名 ◎新規 ●重点	事業内容	現状 (25年度)	計画目標 (30年度)	実績 (30年度)	評価
●ヤングカレッジクッキング等公民館主催の料理教室の開催	40歳までの若い世代または市民を対象に調理法や和食を中心とした料理講座を開催	実施 (年3シリーズ)	重点実施	未実施	1
食の安全、安心についての情報提供	パンフレット、ホームページによる情報提供	実施	実施	実施	4
●料理コンテストの開催	水産加工品の新商品のPRや魚食普及を目的とした料理コンテストの開催	実施 (年1回)	重点実施	実施	3
●イベント「挑戦!!のりづくり・カキむぎの開催」	昔ながらの海苔づくり、牡蠣むぎ体験など、浦戸の旬の食材に触れながら、浅海漁業や海との関わりを深める	実施 (年3回)	重点実施	実施	3
市立病院による栄養だよりの掲示	塩竈市立病院に通院している患者及び家族を対象に栄養だよりの掲示、配布	実施	実施	実施	4



④ 高齢期（65歳～） ～ 心豊かな食生活の実現 ～

実績の評価基準 4 計画目標どおり実施又は拡充実施できた 3 拡充実施はできなかったが実施できた
2 震災後、実施できなかった 1 未実施

事業名 ◎新規 ●重点	事業内容	現状 (25年度)	計画目標 (30年度)	実績 (30年度)	評価
食育交流事業の展開	高齢者と子どもや子育て世代との交流の機会とした事業を展開	未実施	実施	未実施	1
●げんき栄養教室の開催	高齢者に対し、6回シリーズで実施している講座で、栄養教室、口腔ケア、栄養士の食事票確認、交流会を実施	実施	重点実施	実施	3
●配食サービスの実施	一人暮らしの高齢者で、調理が困難な方を対象に、栄養バランスの取れたお弁当を届け、同時に安否確認を実施	実施	重点実施	実施	3
●男の料理教室の実施	高齢者団体の男性会員を対象とした料理教室を開催	(震災後 未実施)	重点実施	震災後、 実施せず	2
●食生活チェックシートの活用	食生活チェックシートを活用し食生活改善の普及啓発	実施	重点実施	拡大大実施	4



⑤ 地域の特性を活かした食育の取り組み

実績の評価基準 4 計画目標どおり実施又は拡充実施できた 3 拡充実施はできなかったが実施できた
2 震災後、実施できなかった 1 未実施

事業名 ◎新規 ●重点	事業内容	現状 (25年度)	計画目標 (30年度)	実績 (30年度)	評価
●魚食普及事業の実施	地元食材を使った各種イベントの実施等	実施	重点実施	実施	3
●収穫まつりの開催	水産業者、農協、食育団体などが地元の旬の食材を廉価で提供	実施 参加者数 8,000人	重点実施	実施	3
●塩竈の醍醐味の開催	地元特産品を観光客へPRするとともに、地元市民にも塩釜の食の魅力を再発見してもらうため、特産品の販売やフードコートなどを設置し、地元の味を堪能できるイベントとして実施	実施	重点実施	重点実施	4
食の安全、安心に関する啓発	食品表示に関する情報を収集・提供し、食品の安全性と消費者の食品選択機会を確保	実施	実施	実施	4
●どっと祭りの開催	児童生徒や市民を対象とした魚市場見学や水産加工品等販売の実施	実施 参加者数 30,000人	重点実施	実施	3
◎防災・減災フェスタ in 塩竈	防災・減災フェスタ等での、災害時にも役立つ調理方法の紹介	実施	実施	実施	4



II. 第3期計画策定経過・策定体制

第3期計画策定経過

日 時	内 容
平成30年 11月 9日	第1回塩竈市食育推進委員会 ・食育推進計画の見直しについて
11月15日	第1回塩竈市食育推進ネットワーク会議 ・食育推進計画の見直しについて
11月21日	第1回塩竈市食育推進委員会ワーキンググループ ・食生活チェックシートの見直しについて
12月 3日	第2回塩竈市食育推進委員会 ・第3期食育推進計画案の概要について
12月14日	第2回塩竈市食育推進ネットワーク会議 ・第3期食育推進計画案について
12月26日	第2回塩竈市食育推進委員会ワーキンググループ ・食生活チェックシートの見直しについて ・第3期計画目標指標について
平成31年 1月21日	第3回塩竈市食育推進委員会ワーキンググループ ・食生活チェックシートの見直しについて ・第3期計画目標指標について
2月 1日	第3回塩竈市食育推進委員会 ・第2・3回ワーキンググループの報告について ・第3期塩竈市食育推進計画概要（案）について
2月13日	第3回塩竈市食育推進ネットワーク会議 ・第3期塩竈市食育推進計画案について
2月15日～ 3月 6日	第3期塩竈市食育推進計画（案）にかかるパブリックコメントの実施
3月13日	第4回塩竈市食育推進ネットワーク会議 ・第3期塩竈市食育推進計画（成案）の報告について

▼食育ネットワーク会議の様子





策定体制

1) 塩竈市食育推進ネットワーク会議（庁外組織）

① 委員名簿

役職	氏名	所属
会長	高橋 睦子	尚綱学院大学准教授
副会長	橋内 邦充	(株)塩釜地方卸売市場 取締役営業部長
委員	高砂 淳子	塩竈市校長会 (塩竈市立月見ヶ丘小学校校長)
〃	江湖 貴恵	塩釜地区私立幼稚園連合会 (塩釜ひまわり幼稚園園長)
〃	穂積 三枝子	塩竈市食生活改善推進委員会 会長
〃	佐藤 廣子	塩釜市老人クラブ連合会 副総務
〃	宮本 一輝	塩竈市父母教師会連合会 会長
〃	鍋倉 ゆり子	しおがま健康推進員の会 役員
〃	水間 正雪	塩釜商工会議所 商業部会幹事
〃	武田 健司	水産加工開放実験室運営委員会 魚食普及担当
〃	菅野 和子	託児ボランティア「そるとと」
〃	星 裕子	宮城県仙台保健福祉事務所 技師

※事務局 塩竈市健康福祉部健康推進課

② 会議経過

	会議内容
第1回 (H30.11.15)	○食育推進計画の見直しについて 見直し方針と今後のスケジュール、第2期計画の取組実績を報告
第2回 (H30.12.14)	○第3期食育推進計画（案）について 第3期計画の推進にあたっての基本方針や重点施策、目標を説明
第3回 (H31.2.13)	○第3期食育推進計画（案）について これまでの協議を踏まえ、第3期計画（案）を検討



2) 塩竈市食育推進委員会（庁内組織）

① 委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委員 長	阿 部 徳 和	健康福祉部長
副委員 長	小 倉 知 美	健康福祉部子育て支援課長
副委員 長	本 田 幹 枝	教育委員会教育部次長兼教育総務課長
委 員	相 澤 和 広	市民総務部政策課長
//	草 野 弘 一	産業環境部水産振興課長
//	鈴 木 宏 徳	健康福祉部参事兼長寿社会課長
//	伊 藤 英 史	教育委員会教育部生涯学習課長

※庶務 健康福祉部健康推進課

② 会議経過

	会 議 内 容
第1回（H30.11.9）	○食育推進計画の見直しについて 見直し方針と今後のスケジュール、第2期計画の取組実績を報告
第2回（H30.12.3）	○第3期食育推進計画案について 第3期計画の推進にあたっての基本方針や重点施策、目標を説明
第3回（H31.2.1）	○第3期食育推進計画（案）について これまでの協議を踏まえ、第3期計画（案）を検討

3) 塩竈市食育推進委員会ワーキンググループ（庁内組織）

① 委員名簿

役 職	氏 名	所 属
座 長	小 野 文 子	教育委員会教育部教育総務課
委 員	三 條 茉 有 子	健康福祉部子育て支援課
//	高 橋 佐 恵	塩竈市立月見ヶ丘小学校
//	岩 本 幸 子	塩竈市立玉川中学校
庶 務	市 川 淑 子	健康福祉部健康推進課
//	石 山 幸 奈	健康福祉部健康推進課

② 会議経過

	会 議 内 容
第1回（H30.11.21）	○食生活チェックシートの見直しについて 現在の食生活チェックシートの見直し・課題を検討
第2回（H30.12.26）	○食生活チェックシートの見直しについて 新たな食生活チェックシートの確認・意見交換・目標指数の検討
第3回（H31.1.21）	○食生活チェックシートの見直しについて 新たな食生活チェックシートの確認・意見交換・目標指数の検討



Ⅲ. 食育基本法の概要

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関係事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3. 食育推進基本計画の作成

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目標に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④その他必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

4. 基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5. 食育推進会議

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。



IV. 第3次食育推進基本計画（国）のポイント

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、内閣府に設置した食育推進会議（会長：内閣総理大臣）が作成したものです。

はじめに

- 計画期間は平成28年度から2020年度までの5年間
- コンセプトは、「周知」から「実践」へ

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

【重点課題】

- ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

【基本的な取組方針】

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
2. 食に関する感謝の念と理解
3. 食育推進運動の展開
4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
6. 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項 ※（平成27年度までの達成を目指すもの）

1. 食育に関心を持っている国民の割合の増加（70.5%→90%以上）
2. 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加（朝食+夕食：週平均9回→10回以上）
3. 朝食を欠食する国民の割合の減少（子ども：1.6%→0%、20歳代～30歳代男性：28.7%→15%以下）
4. 学校給食における地場産物を使用する割合の増加（26.1%→30%以上）
学校給食における国産の食材を使用する割合の増加（77%→80%以上）
5. 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加（50.2%→60%以上）
6. 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加（41.5%→50%以上）
7. よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加（70.2%→80%以上）
8. 食育の推進に関わるボランティアの数の増加（34.5万人→37万人以上）



9. 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加（27%→30%以上）
10. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加（37.4%→90%以上）
11. 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加（40%→100%）

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食生活の改善のための取組の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し



V. 第3期宮城県食育推進プランの概要



＜第3期宮城県食育推進プランより抜粋＞



○塩竈市食育推進ネットワーク会議設置要綱

平成19年5月28日

庁訓第11号

改正 平成23年6月庁訓第33号

(設置)

第1条 本市の特性を生かした食育の推進に向けて、関係行政機関や食育の推進に携わる民間団体等がネットワークを構築し、連携を図りながら、総合的に取り組むため食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 塩竈市食育推進計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 健康しおがま21プランにおける「栄養・食生活」分野での施策に関すること。
- (3) その他食育の推進に関すること。

(組織等)

第3条 ネットワーク会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 食育の推進に関する団体の職員
- (2) 食育の推進に関し優れた識見を有する者
- (3) 食育関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(アドバイザー)

第6条 ネットワーク会議にアドバイザーを置くことができる。



2 アドバイザーは、協議内容について必要な助言と情報提供を行うものとする。

(事務局)

第7条 ネットワーク会議の事務局は、健康福祉部健康推進課に置く。

(平23庁訓33・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この庁訓は、平成19年5月28日から施行する。

2 この庁訓の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成23年6月庁訓第33号)

この庁訓は、平成23年6月1日から施行する。



○塩竈市食育推進委員会設置要綱

平成19年5月28日

庁訓第10号

改正 平成20年3月庁訓第8号

平成23年6月庁訓第33号

(設置)

第1条 本市における食育推進の方向性を示す塩竈市食育推進計画を策定するとともに、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、塩竈市食育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条の規定に基づく塩竈市食育推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 食育の普及及び啓発に関すること。
- (3) その他食育の推進に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員10人以内で組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康福祉部子育て支援課長及び教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

（平20庁訓8・平23庁訓33・一部改正）

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に第2条に掲げる事務を補佐させるためワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員会の委員が推薦した職員10人以内の委員で構成する。



- 3 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループの委員の互選により定める。
- 4 ワーキンググループの会議は、委員会の委員長が必要に応じ招集し、座長が会議の進行及び運営を行う。
- 5 座長は、ワーキンググループの会議を終了したときは、その結果を委員会の委員長に報告する。

(庶務)

第7条 委員会及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(平23庁訓33・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この庁訓は、平成19年5月28日から施行する。

附 則 (平成20年3月庁訓第8号)

この庁訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月庁訓第33号)

この庁訓は、平成23年6月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(平23庁訓33・全改)

区分	職名
市民総務部	政策課長
産業環境部	水産振興課長
健康福祉部	長寿社会課長
教育部	生涯学習課長